

社会福祉法人社栄会 役員報酬及び費用弁償規定

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人社栄会 定款第八条に基づき法人役員報酬、費用弁償について定めるものである。

(定 義)

第 2 条 本規定でいう役員とは、理事・評議員及び監事をいう。

(報 酬)

第 3 条 理事長報酬 週 5 日常勤

役 職 名	月 額 報 酬	賞 与
理 事 長	925,000 円	な し

2 退職金については理事長のみ信金経営者年金に加入するものとし、掛金は法人が負担する。

(支給方法)

第 4 条 理事長の報酬は、正規職員給与規定に定める職員給与支給日に支給し、非常勤の役員については理事会・評議委員会毎に支給する。

(費用弁償)

第 5 条 理事、監事及び評議員が、理事会又は評議員会等に出席した場合は、1 回当たり 15,000 円を費用弁償として支給する。ただし、施設の職員（施設長等）が理事、監事及び評議員の場合は支給しない。

2 役員が出張する場合には、社会福祉法人社栄会給与規定を準用する。

(慶弔費等)

第 6 条

役員の慶弔等は次のとおりとする。

項 目	金 額	適 用
叙勲、褒章等	30,000 円と花	
役員退任	100,000 円以内	一期 2 万円を目安とする
死 亡	30,000 円と花	
その他必要時	相当額	理事長が定める

(準 用)

第7条 役員報酬等の支給に関し、この規定に定めのない事項については、社会福祉法人社会会就業規則ならびに給与規定を準用する。

(その他)

第8条 この規定の改正は、理事会及び評議員会の決議を得てから改正する。

付 則

この規定は、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月9日から改正施行する。

この規定は、令和6年6月15日から改正施行する。